

## みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務企画提案募集要領

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が、地域女性活躍推進交付金を活用して実施する「みやぎの女性つながりサポート型支援事業」の業務委託に当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するための必要な事項を定める。

### 1 事業の目的

県内において新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、不本意に退職や収入減になったり、苦境に陥ったりした、様々な困難な課題や不安を抱える女性や女の子を重点的に支援するため、地域の実情に応じた支援が可能なNPO等の創意工夫を活かし、社会との絆・つながりの回復を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

- (1) 業務名 みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務
- (2) 事業内容（みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり）
- (3) 事業地区

宮城県内を次の5地域に分けて、地域毎に事業者を選定する。

	地域	市町村
1	県南	白石市, 名取市, 角田市, 岩沼市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 柴田町, 村田町, 川崎町, 丸森町, 亘理町, 山元町
2	仙台北	塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村
3	石巻	石巻市, 東松島市, 女川町
4	栗原・大崎	大崎市, 栗原市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町
5	気仙沼・登米	気仙沼市, 登米市, 南三陸町

別図参照

- (4) 委託期間  
契約締結日から令和4年3月15日まで
- (5) 事業費（委託上限額）  
1地域あたり 2,880,000円（消費税及び地方消費税相当額分を含む）

### 3 企画提案に応募できる事業者

- (1) 応募の資格  
業務に関する専門知識や技術を有し、業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。
- (2) 応募の条件  
次の要件を全て満たし、宮城県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人又はその他の法人等とする。また、複数の法人等と共同で提案・参加することもできる。ただし、次の「応募の条件」の適用は共同する法人等、全てに適用される。応募する場合、希望地

域を選択するものとし、複数の地域を応募することができる。

イ 宮城県男女共同参画基本計画の趣旨を理解しており、困難や不安を抱える女性の相談及び支援に取り組んだ実績が2年以上あり、提案時点において取り組んでいること。

ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ハ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

ニ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。

ホ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者。

#### 4 スケジュール

(1) 企画提案募集に関する公告（環境生活部共同参画社会推進課のホームページへ掲載）

令和 3年 6月15日（火）

(2) 質問書受付期限 令和 3年 6月21日（月）午後5時まで

(3) 質問への回答 令和 3年 6月25日（金）

(4) 企画提案書の提出期限 令和 3年 6月29日（火）午後5時まで

(5) 企画提案書のヒアリング・審査 令和 3年 7月 2日（金）

(6) 選定結果の通知及び公表 令和 3年 7月上旬

(7) 契約締結及び業務開始 令和 3年 7月中旬

(8) 業務終了 令和 4年 2月28日（月）

(9) 契約終了 令和 4年 3月15日（火）

#### 5 質問及び回答

(1) 質問方法

別紙「みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務質問書」（様式第1号）により、電子メールで環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班へ提出すること。

なお、電話及び訪問による質問は受け付けない。

E-mail : danjyo@pref.miyagi.lg.jp

(2) 提出期限

令和3年6月21日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

受け付けた質問等に対する回答は、共同参画社会推進課のホームページに順次まとめて掲載する。

なお、郵送やファクシミリ、電子メールによる回答は行わない。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和3年6月29日(火)午後5時まで(必着)

### (2) 提出方法

持参または郵送とする。

### (3) 提出書類

イ 企画提案提出書(様式第2号)

ロ 組織等に関する調書(任意様式) ※共同で応募する場合のみ提出してください。

ハ 企画提案書(任意様式)

ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第3号)

ホ 事業経費参考内訳書(様式第4号)

仕様書に基づき本事業に係る経費の参考内訳書を作成すること。ただし、本業務に係る事業費(委託上限額)は2,880,000円(消費税及び地方消費税を含む。)であり、この額を超えない範囲で積算すること。

ヘ 事業実施実績

事業実施実績(過去3年以内に代表団体が実施した類似・関連業務の概要を添付すること。(3件程度:1事業あたり1ページ以内とする。)様式は任意)

ト 役員名簿(様式は任意)

チ 定款又は会則

リ その他、団体の活動状況等がわかる資料(ある場合のみ添付)

※ ト〜リについては、共同で応募する場合には応募者となる全ての団体のものとする。

### (4) 提出部数

正本1部及び副本5部

### (5) 提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班

## 7 企画提案の審査

### (1) ヒアリング・審査の実施

企画提案書受領後、企画提案書記載内容についてプレゼンテーションを実施する。

実施日:令和3年7月2日(金)

※ 時間、場所、手法については、おって個別に通知する。

### (2) 審査及び受託予定者の選定

ヒアリング・審査実施後、企画提案書の審査を行い、総得点の6割以上を獲得した者のうち、評価点が最も高い提案を行った者を受託予定者として選定する。評価点が同点の企画提案者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を受託予定者として選定する。

(3) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合も審査を行い、総得点の6割以上を獲得し、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託予定者として選定する。提案者がない場合は、速やかに取扱いについて協議し、当課ホームページ上で公表する。

(4) 評価基準・配点

選定委員会は、次の審査項目・評価基準により評価を行う。

審査項目	審査基準	配点
企画の妥当性	・募集要領の趣旨・目的を理解した上で企画提案された内容か。	10
企画提案内容	(実施場所・開所日等) ・事業を効果的に推進できる実施場所（相談窓口の設置、アウトリーチ、居場所の提供等を含む）であり、開所日や時間等は相談者の利便性に考慮されているか。また、相談スペースは相談者のプライバシーに配慮されているか。	10
	(人員体制) ・提案内容を適正かつ確実に実施できる人員体制となっているか。また、相談支援等を行う者が、相談者の心理面での相談等にも対応できる環境（場所）の整備ができているか。	10
	(関係機関との連携) ・それぞれの地域において、専門相談機関・団体との連携・協力体制は構築されているか。他地域の当該事業の受託団体との連携はできるか。	10
	(広報) ・広報を含め周知が期待できるか。	10
	(個人情報の管理) ・相談者等の個人情報の管理体制は整備されているか。	10
	(全体スケジュール) ・事業の全体スケジュールが具体的かつ的確に示されているか。	10
	(経費算定) ・提案内容を実行するために必要な経費が算定されているか。妥当な金額となっているか。	10
	遂行能力	・組織運営や事業の公開・透明性を有しているか。
・様々な困難を抱える女性について、社会とのつながり・絆を回復するための相談や支援サービス及び居場所の提供等を行うための専門性や取組実績を有しているか。		10
合計		100

## 8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 「第2 応募資格」に違反した場合
- (2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (3) 本要領等の規定に従っていない場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案書等提出後、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程に基づく資格制限を受けた場合
- (6) 企画提案書等提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。）別表各号に該当すると認められたとき
- (7) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

## 9 受託予定者選定後の取扱い

- (1) 結果通知  
審査結果は、審査終了後に個別に通知する。  
なお、審査経過に関する質問には回答しない。
- (2) 仕様の変更  
発注者は、発注者が特に必要と認めた場合は、受注者との協議により、仕様書の一部を変更することが出来るものとする。
- (3) 委託契約  
発注者は、選定した受託予定者と、指名委員会の審議を経た上で、仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積り合せにより頭書の業務を委託する。また、契約に当たっては、事業の遂行上、必要な場合にのみ、前金払いについて受注者と調整できるものとする。  
なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合においては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

## 10 注意事項

- (1) 提案に要する経費負担  
企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 秘密の厳守  
提案者はいかなる場合においても提案等業務により知り得た事項及び付随する事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 企画提案の辞退

提出した提案を辞退する場合には、事前に文書（様式第5号）のより連絡すること。取  
下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。

(4) 契約内容の決定

発注者と受注者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、両者の協議の上決定す  
るものとする。

なお、協議が整わない場合には、受注者を変更することがある。

(5) 委託の対象となる経費

様々な困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう  
支援する取組で、主たる事業を特定非営利法人等に委託する事業において、必要な報酬、  
給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購  
入費、共済費等。

上記以外は、別紙注意事項（参考資料）を参照。

## 11 担当

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班

電話：022-211-2568，FAX：022-211-2392

E-mail：danjyo@pref.miyagi.lg.jp

※ 国の交付決定により、金額や内容等に変更が生じる場合がありますので、予め御了承願  
います。

# みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務

